



St Leonard's College

An education for life.

留学生 出願手続 および規定



留学生出願手続 および規定

出願手続

セント・レナーズ・カレッジへの入学申し込みに必要な書類は以下の通りです。

1. 必要事項を記入した留学生入学出願書類
2. 生徒の出生証明書、パスポート、ビザ、市民権証明書等のコピー
3. 生徒の最も新しい二年分の学業成績証明書のコピー（真正な複製であることが証明されているものと、翻訳されたもの）
4. それ以外の教育関連の試験を受けたことがあれば、それらの成績証明書のコピー
5. AEAS試験成績証明書のコピー（英語を母国語とする留学生を除く）

詳細のお問い合わせは、以下までお願いいたします。

AEAS – 電話: + 61 3 9654 7000 | [Email: admin@aeas.com.au](mailto:admin@aeas.com.au) | www.aeas.com.au

必要書類が届いたら、留学・マーケティング・コミュニケーション部長と担当する教頭が審査します。出願審査結果は出願人と保護者もしくは指名された代理業者に通知されます。

入学が認められたら、以下の条件付きで入学許可書を発行します。

2. AEAS試験により、本科へ編入するのに十分な学力があることが証明されます。
3. 担当する教頭との面談（この席上で、課目選択が最終決定されます。）

英語力診断

英語を母国語としない5年生以上で当校に入学申請する留学生は全て、オーストラリア教育評価サービス(AEAS)が提供する英語力診断試験を受けなければなりません。同試験は出願書類提出前に受けておいてください。この試験は、オーストラリア国内でも、留学生の母国でも受けることができます。試験結果は当校に転送されます。

入学許可書

入学許可通知が送付されます。入学許可書に記載されている授業料と諸費を期日までに全て納入すると入学が確定します。支払がない場合は、当校の裁量により入学許可が取り消される場合があります。

指定された授業料と諸費が全額支払われると、当校より在籍証明書 (COE) および留学生健康保険証 (OSHC) が発行されます。これらの書類は学生ビザ申請の際に必要となります。ビザの申請はオーストラリア大使館もしくはオーストラリア高等代表部に対して行ってください。

入学許可書に指定されている入学日より遅れて入学した場合はビザ有効期限に影響することがあります。

料金、課金および健康保険

当校の留学生授業料および諸費 ([International Student Fees and Charges](#))」をご参照ください。

退学届

留学生は、セント・レナーズ・カレッジ入学日から6ヶ月間は他校への転校が制限されています。この当初在籍期間の後に退学する場合、少なくとも一学期前に留学・マーケティング・コミュニケーション部長に対して、退学予定日を明記した退学届を提出 (送付先 enrolment@stleonards.vic.edu.au) してください。指定期日までに届出が為されない場合は、一学期分の学費を申し受けます。

留学生返金規定

出願や入学申込が取り消された場合でも出願料、留学生入学金は返還できません。

1. 入学予定日の1学期以上前に書面で入学取消がされた場合、年間授業料、健康保険料、ホームステイ費は、取消手数料1,000ドルを差し引いた上で返金します。出願料および入学金は、返金不可・譲渡不能です。
2. 入学予定日前1学期以内に書面で入学取消がされた場合、出願料および入学金全額ならびに年間授業料の25%は返金不可・譲渡不能となります。健康保険料およびホームステイ費は返金されます。
3. オーストラリア政府内務省がビザ申請を却下したことを示す証拠が提出された場合、年間授業料、健康保険料、ホームステイ費は返金されます。出願料および入学金は、返金不可・譲渡不能です。
4. 当校入学後の退学申請については、1ターム (退学希望日の前のタームの初日まで) の事前通知がなされていない限り、1ターム分の料金相当額が徴求されます。
5. 生徒のビザの種類が変更された (たとえば一時滞在者や永住者になった) 場合でも、当該セメスター終了までは、留学生費用全額の支払いが必要になります。

6. 全ての返金はオーストラリアドル建てで、納入した本人に対して行われます。
7. 返金を請求する場合、家族は留学部長 (International Admissions Manager) に入学取消申請および返金請求を書面で提出してください。必要書類が受理され、許可が下りた場合、6週間以内に返還請求の処理が行われます。
8. 本契約は当校が有する未払料金等に対する請求権を損なうものではありません。
9. 本契約並びに当校苦情処理・不服申し立ての規定は、オーストラリアの消費者保護法制のもとで生徒が訴えを提起する権利を損なうものではありません。

留学生不服申し立て規定

学生/保護者が他の学生に対して提起した苦情は、大学のいじめ防止(学生)、嫌がらせ防止(学生)、行動方針、司牧管理および学生福利厚生方針に従って処理されます。。

非公式の不服解決

1. 最初の申し立ての際には、調停を通じて、非公式に解決しようと試みます。
2. 生徒やその親または保護者は、まず担任の先生、ハウス主任もしくは教頭に相談し、調停 (非公式な解決) を目指してください。
3. 調停で和解に至らなかった場合は、問題を校長に回付し、公式の不服申し立ておよび異議申し立て手続に則って対応します。

公式の不服や異議申し立て手続

1. 不服申し立て手続は秘密扱いとなり、当事者と手続に直接携わる関係者以外には公開されません。
2. 生徒やその親または保護者が、不服または異議の性質と詳細を書面で当校に通知しなければなりません。
3. 書面による不服または異議は校長が受理します。
4. 不服または異議が、当校側から当該生徒に関する出席不十分、学業成績不十分、停学、退学の予告通知を行ったことに関するものである場合、生徒やその親または保護者は、かかる通知から20日以内に書面による異議申し立てをすることができます。
5. 当校内部の不服や異議申し立て手続は、生徒側に費用負担はありません。
6. 各当事者には、校長の面前で申し立てをする機会が与えられます。

7. 面談に当たって、生徒やその親または保護者はいつでも協力者（たとえば友人、教師、不服に関わっていない親族等）に同席してもらうことができます。ただし、この段階では、弁護士や留学斡旋業者等を協力者として同席させることは認められません。
8. 公式の不服や異議申し立て手続は、かかる不服や異議が校長に回付されてから10営業日（すなわち土日と祝日、学校の休み期間を除く日）以内に開始されます。
9. 校長が不服や異議について裁定を下すと、生徒やその親または保護者には書面で裁定内容とその理由が通知されます。
10. 裁定が生徒側の主張を受け入れたものであった場合、当校は遅滞なくその決定を遵守し、必要な是正ないし防止対策を実施します。
11. 不服や異議申し立て手続およびその帰結に関する全ての文書は、もれなく当該生徒のファイルおよび留学生不服ファイルに保存されます。記録の保存は電子的記録と紙媒体の記録の両方が保存されます。
12. 当校は全ての不服手続きを10営業日以内に解決するよう努力します。もしそれが不可能な場合は、生徒やその親または保護者に対して、解決見込み日を明記して通知します。
13. 当校は、当該生徒に対して、異議申し立ての手続き中は生徒の学籍は維持される旨書面で通知します。異議申し立ての手続き中は、当該生徒は通常通り在籍し、全ての授業に出席するよう求められます。

外部への抗告手続

当校の公式の不服や異議申し立て手続が生徒の主張を受け入れたものでなかった場合、あるいは生徒が不服申し立て手続の解決策に不満だった場合、無料もしくはわずかな費用で利用できる外部の抗告手続に関する情報を提供します。

セント・レナード・カレッジが利用している外部の不服や異議申し立て機関は以下の通りです。

Dispute Settlement Centre of Victoria

235 Queen Street

Melbourne 3000

電話: + 61 3 9603 8370

調停人が解決策を提示したら、両当事者はそれを遵守し、それで争いは終わりとなります。



St Leonard's College

An education for life.